

三原燃第13—142号

平成26年3月12日

原子力規制委員会 殿

三菱原子燃料株式会社

代表取締役社長 須藤 俊

原子力安全基盤機構統合後の原子力規制委員会の
体制変更に伴う通報先の読み替えについて

拝啓 時下ますますご清祥の段、お喜び申し上げます。

平素より弊社業務に関しましては、格別のご高配を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、平成26年3月1日付けで、原子力規制委員会が、原子力安全基盤機構と統合し、新たな体制が発足いたしました。それに伴い原子力災害対策特別措置法（平成11年法律第156号。以下「原災法」という。）第10条第1項の規定に基づく事象（以下「特定事象」という。）の通報先となる課室名が変更となりましたので、新体制発足の日から原災法第7条第3項の規定による弊社原子力事業者防災業務計画の修正までの期間における、特定事象の原子力規制委員会への通報については、以下の読み替えにより運用致しますので、ご了承の程、お願い申し上げます。

弊社と致しましては、原子力災害の特殊性に鑑み、今後とも安全の確保に万全を期して参りますので、ご指導ご鞭撻を賜りますよう宜しくお願い申し上げます。 敬具

記

特定事象の通報先

原子力規制委員会 体制変更前	原子力規制委員会 体制変更後
原子力規制委員会 原子力規制庁 原子力防災課	原子力規制委員会 原子力規制庁 原子力防災政策課

以上